

新潟市公害防止施設資金貸付適格認定書交付等審査基準

(趣旨)

第1条 新潟市公害防止施設資金貸付要綱(以下「貸付要綱」という。)に基づく申請書及び届出書の審査に当たっては、貸付要綱に定めるもののほか、この基準により審査するものとする。

(施設整備の貸付対象範囲)

第2条 貸付要綱第3条第1項第1号に規定する「施設整備」の範囲は、生産設備を除く公害除去施設の設置又は改善に必要な一切のものとする。ただし、生産設備であっても、発生源である生産設備を著しく低公害と認められる設備に転換する場合には、公害防止技術、経費等の面からそれ以外に適切な公害防止が図る方法がないと認められるときは貸付対象とするものとする。

(工場等の移転の貸付対象範囲)

第3条 貸付要綱第3条第1項第2号に規定する工場等の移転は、現在地での公害除去対策が困難な場合であって、移転先及び跡地の利用等において再度公害が発生する恐れがないと認められるときに限るものとし、移転先における土地の取得又は造成のほか建物の建築、取得及び移転を含むものとする。

(貸付条件)

第4条 貸付けの条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一貸付対象者に対する貸付限度額は、3,000万円とする。
- (2) 一貸付対象者が公害防止資金の貸付け及び吹付けアスベスト等除去等資金の貸付けを、それぞれ併用して受ける場合の貸付限度額は3,000万円とする。
- (3) 貸付要綱第4条第1号ただし書に規定する市長が特に必要であると認めるものは、同号本文に規定する貸付けを行っても残余の必要経費について、他の融資又は自己資金の調達に極めて困難である場合とし、この場合の貸付限度額は、3,500万円とする。
- (4) 貸付対象者が、既に貸付要綱による貸付けを受けているときは、限度額から未返

済額を減じた額を貸付の限度とする。

(5) 貸付けの額は、10万円単位で算出するものとし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(工事の着手時期)

第5条 工事は、取扱金融機関からの資金の貸付けの決定を受けた後に着手するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付適格認定書交付等審査基準の規定は、この要綱の施行の日以後に資金の貸付けを受けた者について適用し、同日前に資金の貸付けを受けた者については、なお従前の例による。